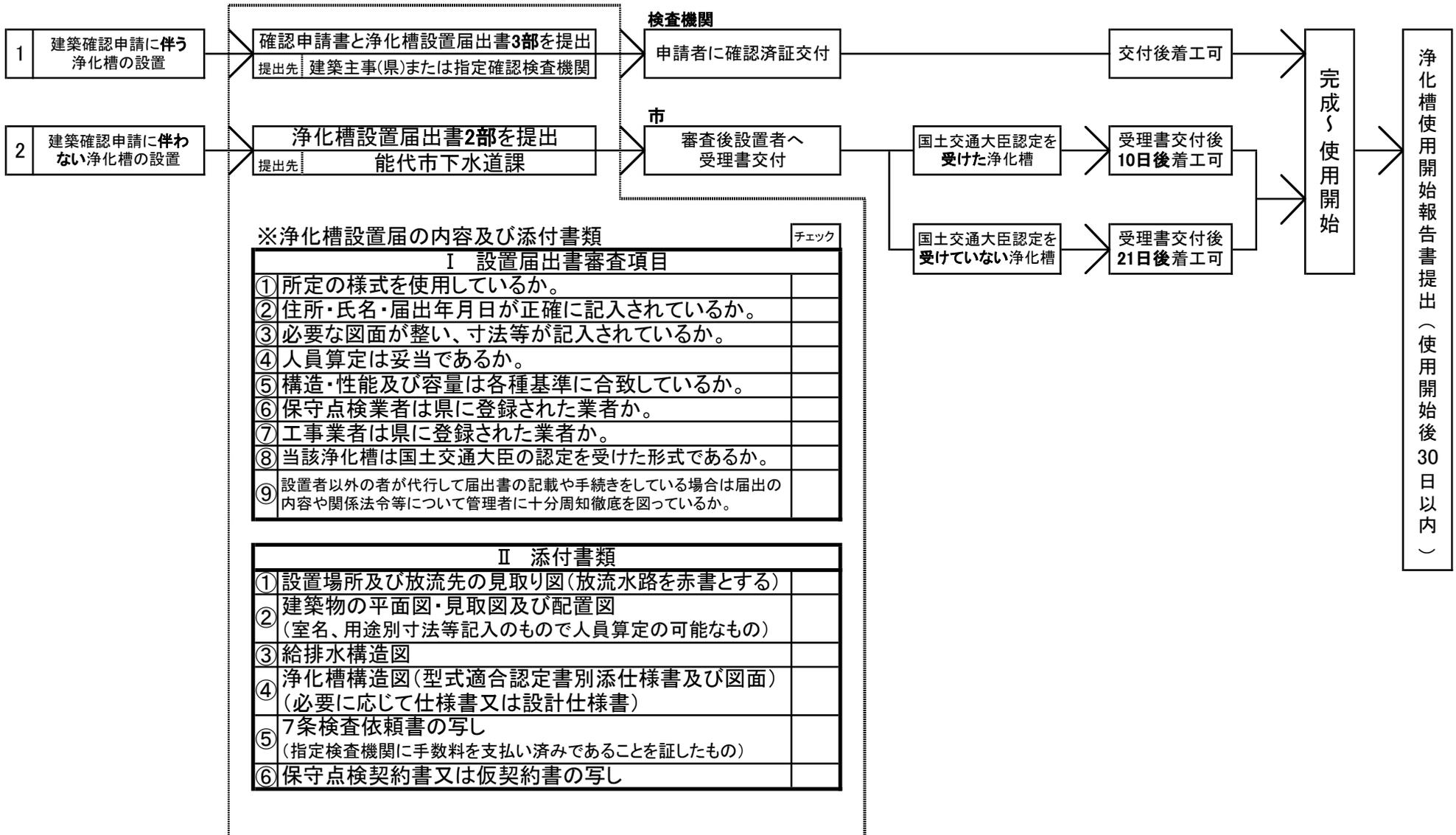


浄化槽の設置等の届出について

浄化槽を設置するときの手続きは、1.「建築確認申請を伴う場合」(住宅の新築など)と、2.「建築確認申請を伴わない場合」(便所の改装など)とで異なります。



※浄化槽設置届の内容及び添付書類

I 設置届出書審査項目		チェック
①	所定の様式を使用しているか。	
②	住所・氏名・届出年月日が正確に記入されているか。	
③	必要な図面が整い、寸法等が記入されているか。	
④	人員算定は妥当であるか。	
⑤	構造・性能及び容量は各種基準に合致しているか。	
⑥	保守点検業者は県に登録された業者か。	
⑦	工事業者は県に登録された業者か。	
⑧	当該浄化槽は国土交通大臣の認定を受けた形式であるか。	
⑨	設置者以外の者が代行して届出書の記載や手続きをしている場合は届出の内容や関係法令等について管理者に十分周知徹底を図っているか。	

II 添付書類	
①	設置場所及び放流先の見取り図(放流水路を赤書とする)
②	建築物の平面図・見取図及び配置図 (室名、用途別寸法等記入のもので人員算定の可能なもの)
③	給排水構造図
④	浄化槽構造図(型式適合認定書別添仕様書及び図面) (必要に応じて仕様書又は設計仕様書)
⑤	7条検査依頼書の写し (指定検査機関に手数料を支払い済みであることを証したもの)
⑥	保守点検契約書又は仮契約書の写し